

○国土交通省告示第四十九号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条の二第二項において準用する同法第三条第二項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年一月二十六日

国土交通大臣 石井 啓一

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで」を「平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで」に改める。

附 則

この告示は、平成二十九年一月二十七日から施行する。